



太田地区 住居表示 住民説明会

盛岡市総務部管財課

住民説明会について

■開催の目的

太田地区土地区画整理事業の換地処分時期に合わせて「住居表示」の実施を検討しており、住居表示制度及び事業の概要について、実施予定区域の皆様へご説明と意見交換を行うものです。

■開催日程

対象町内会	月 日	開始時刻	会 場
下太田下川原町内会	令和5年8月26日（土）	午前10時00分～	盛岡市本宮五丁目 4番1号
下太田新田町内会 下太田田端町内会	令和5年8月30日（水）	午後 7時00分～	
下太田松原町内会 下太田沢田町内会 下太田榊町内会	令和5年9月5日（火） 令和5年9月9日（土）	午後 7時00分～ 午前10時00分～	
中太田新田町内会 中新田町内会 中太田自治会	令和5年9月13日（水） 令和5年9月24日（日）	午後 7時00分～ 午前10時00分～	盛岡夕カヤアリーナ 第1研修室

本日の内容

① 住居表示制度の説明

- ・ 住居表示とは何か。
- ・ 町の名称をどのように付けているのか。
- ・ 住居表示のメリット・デメリットは。

② 太田地区における住居表示実施の説明

- ・ どのような町割り・町名にするのか。
- ・ 今後のスケジュールは。

③ 質疑応答

- ・ 市からの説明に対して、確認したいことや町割りなどについて、参加者からご意見を伺います。

1 住居表示とは

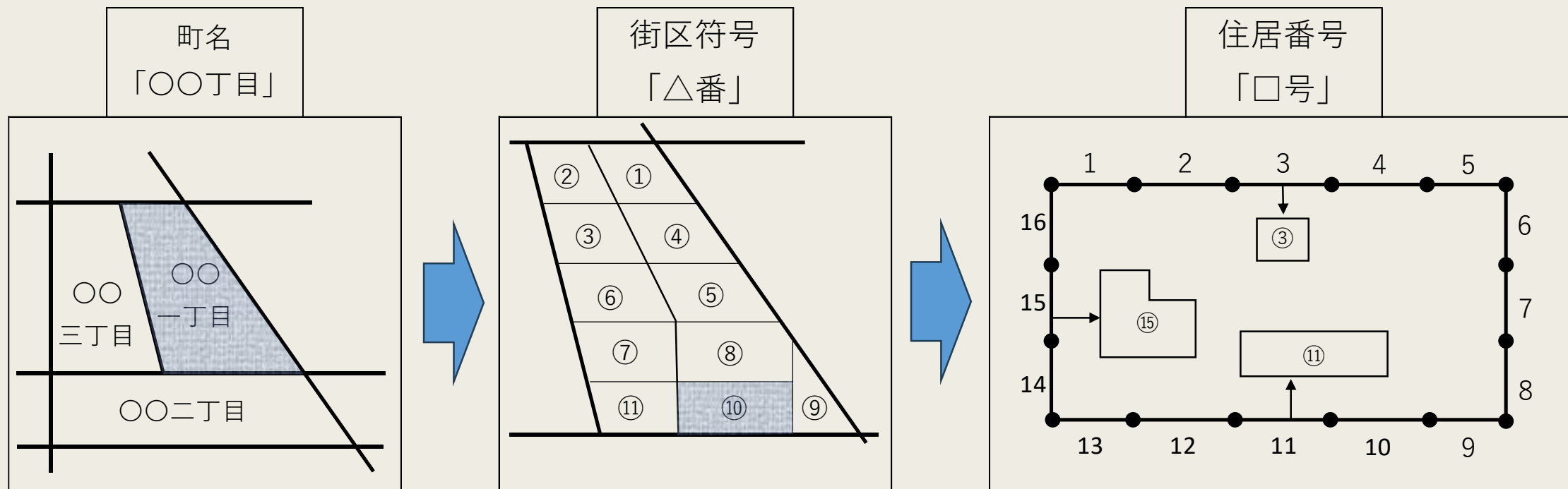
住居表示とは、規則的に付けた「**街区符号**」及び「**住居番号**」により、**建物ごと**に異なる住所の表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

住居表示の実施により、住所の表し方が変わります。

実施前 【地番】	盛岡市	<u>旧町字〇〇</u> [字名]	<u>123番地45</u> [地番]
-------------	-----	----------------------	------------------------

実施後 【住居表示】	盛岡市	<u>新町名</u> [町名]	<u>6番</u> [街区符号]	<u>7号</u> [住居番号]
---------------	-----	--------------------	---------------------	---------------------

(1) 住居表示の仕組み



- 広い町の区域を主要な道路等で丁目を割り、丁目をさらに地域の道路等で街区に割り、街区の周りに振った番号で住居表示を決めていきます。

(2) 盛岡市の住居表示

- ・ 制度としては、地番を用いた住所がわかりにくい（場所の特定がしづらい）ことから、「住居表示に関する法律」が昭和37年に制定。
- ・ 盛岡市では昭和38年から市内の市街地（区画整理による開発区域や市街化区域）を対象として実施してきた。
- ・ 市街地に対して行われる事業のため、市街化が抑制される地域（市街化調整区域）には実施していない。

区画整理の換地処分

区画整理地内の全ての住所が変わる。

換地処分のまま

- ・ 広い通りをはさんで同じ字が存在
- ・ 一つのまとまりの中に異なる字が存在

住居表示の実施

- ・ 一つのまとまりで整然として住所が設定

(3) 住居表示実施率

令和5年4月1日現在

盛岡市市街化区域面積 52.66km²

住居表示実施区域面積 42.00km²

実施率 79.75%

※太田地区住居表示後は81.2%

太田地区実施予定区域面積 0.772km²

新設町数 232

消滅町字数245

(4) 直近の住居表示

年度	実施地区	備考
平成19年度	浅岸地区	[町新設] 浅岸一丁目～三丁目
平成22年度	盛岡南地区 (第1次)	[町編入] 本宮二丁目～四丁目 [町新設] 本宮五丁目～六丁目
平成23年度	盛岡南地区 (第2次)	[町編入] 西仙北二丁目、 向中野一丁目～二丁目 [町新設] 本宮七丁目、向中野三丁目 ～五丁目、北飯岡一丁目
平成24年度	盛岡南地区 (第3次)	[町新設] 向中野六～七丁目、 北飯岡二丁目～四丁目

2 住居表示と地番の違い

地 番

○地番は**土地**につけるもの

- 特徴→土地ごとに地番がつく
土地を分割するときには分筆。
合体させるときには合筆。
分筆や合筆により並び方に規則性がない。

⇒地番を住所に使用しているため、規則性がない住所になっている。

住居表示

○住居表示は**建物**につけるもの

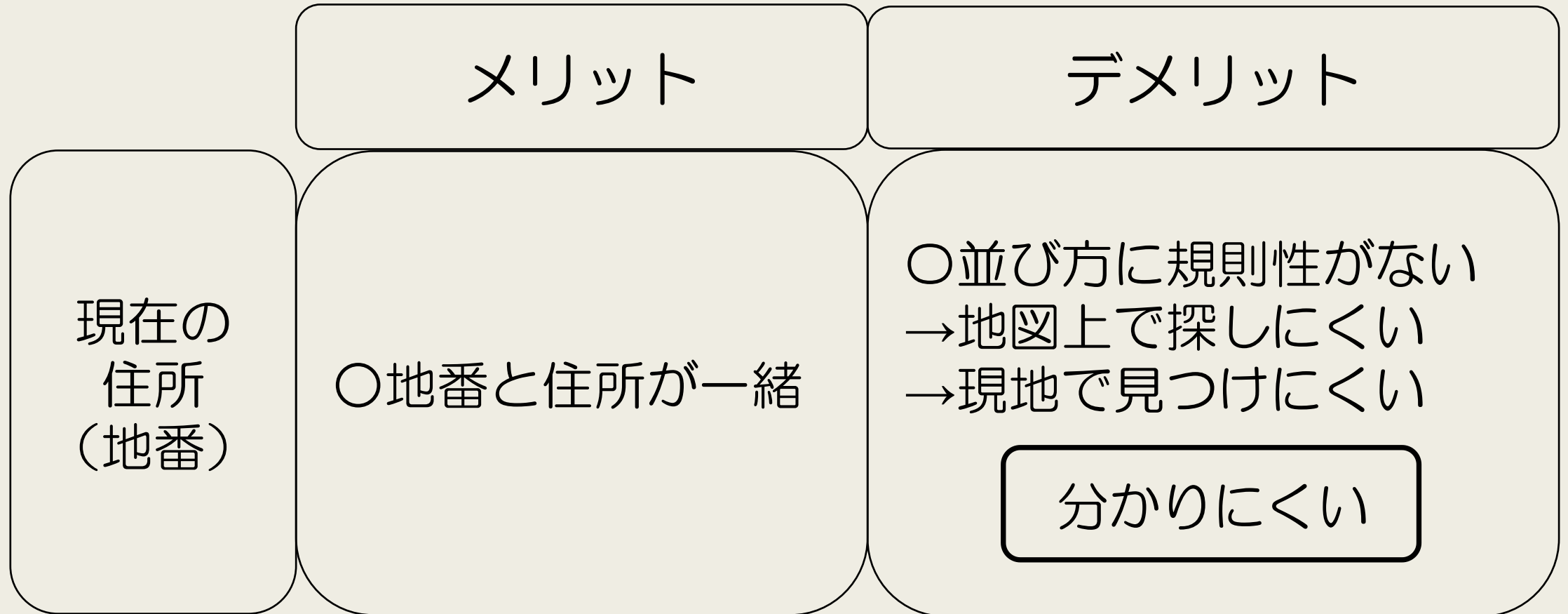
- ・特徴→町名、街区符号、住居番号の3段階で建物を特定。

右回りかつ等間隔に住居番号が付く。
住所専用の番号。

⇒住居表示実施によって住所の並びが規則的に整理される。

⇒訪問者が目的地を探しやすくなるほか、緊急車両の到着が早くなるなどの効果が期待できる。

3 住居表示のメリット・デメリット



メリット

デメリット

住居 表示

- 並び方に規則性がある
- 地図上で探しやすい
- 現地で見つけやすい

分かりやすい

街としてのイメージ
アップ

- 地番と住所が不一致
- 愛着のある町名が変わる
- 住所変更の手続きが必要

(※住居表示の有無にかかわらず換地に伴う住所変更手続きは必要となります。)

4 町の区域と名称について

(1) 町の区域

複雑に入り組んだりしないように、道路、河川、鉄道などの恒久的な施設によって、わかりやすく区画します。

規模は、概ね90,000m²（500～900戸程度）

4 町の区域と名称について

(2) 町の名称

- ・地域の歴史、伝統、文化を考慮して、できるだけ従来の名称を尊重して名付けます。
- ・市内を通じて類似の町名は避け、新たな名称を付ける場合は、できるだけ読みやすく簡明なものとし、「字」の呼称は用いないこととします。
- ・一定の区域でコミュニティが形成されている場合や地形が連続している場合などは、その区域の名称に、**方角**や「**丁目**」を付けた町名にします。
- ・「丁目」の数は、おおむね五丁目程度とし、その配列は、市の中心（**盛岡城跡公園**）に近い町を起点とします。
なお、「丁目」の数字は、漢字で表示し、「丁目」の2文字は、省略しません。

5 町内会・ごみ収集

- ・町内会については自主組織であること、町内会・自治会ごとの歴史や繋がりから、住居表示の実施で町内会区域が直接変わるということはありません。再編するのか、そのままか等、住民の皆さんで検討が必要になります。
- ・ごみ収集について、収集日等、町名・町内会単位で定めており住居表示実施後、見直しの可能性がございます。

6 実施区域（素案） （別紙参照）

(1)町割り

- 実施区域は太田地区土地区画整理事業区域と同様。（市街化区域）
- 主要道路で8つの町に分割
- 一丁目～八丁目まで。（盛岡市では現在七丁目（本宮、向中野）が最大。）
- 丁目の順番は、市の中心である盛岡城跡公園に近いところを基準（一丁目）として、順番としている。

(2) 町名

- ・「太田○丁目」

この地区が太田地区土地区画整理事業により一体的に開発された区域として区別しやすいことと、太田という名称を残したわかりやすい町名としての案。

たたき台としての案であり、これで確定ではありません。

7 住居表示の実施に伴う諸手続き

◎ 自動的に変更がなされるもの

- 戸籍の本籍地、住民票、印鑑証明書等の公簿類の表示
- 土地、建物等不動産登記簿の表題部
- 郵便局への住所変更の届出
- 公共料金関係（NHK、NTT、東北電力、市水道部）の住所変更手続き

◎ご自分で住所変更の手続きが必要なもの
(市の発行する住居表示変更証明書で手続きは無料
となります。)

- 土地、建物に係る不動産登記簿における所有者の住所の変更登記
- 法人登記簿における法人の本店又は支店の所在地及び代表者の住所の変更登記
- 年金受給者の住所の変更手続き
- 運転免許証の住所の変更手続き

(代表的な手続きとなります。)

8 今後の予定

時 期	内 容
R5年度	<ul style="list-style-type: none">• 実施素案の作成及び自治会役員等協議• 住居表示審議会の開催（経過報告）• 住民説明会の開催（住居表示制度の概要及び実施素案の説明）• 住居表示審議会の開催（実施案の諮問、答申）• 実施案の確定（実施区域、町割り、町名）
R6年度	<ul style="list-style-type: none">• 実施案の公示（広報、ホームページによる周知）• 市議会（①実施区域及び方法 ②町の区域の新設）• 市議会（関係条例の改正）• 住民説明会の開催（世帯調査実施、住所変更手続の説明）
	<ul style="list-style-type: none">• 以降、換地処分時期に先立ち住居表示実施（設定通知、変更証明書、プレートの送付）



ご清聴ありがとうございました。